

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	99,812 千円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	1,989,654 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	156,249	3,726	3,017	37,747	9,093	102,666
	障害者福祉事業	336,536	222,709	0	3,650	8,964	101,213
	児童福祉事業	477,277	244,651	20,100	51,906	13,068	147,552
	母子福祉事業	24,173	4,833	0	562	1,528	17,250
	小計	994,235	475,919	23,117	93,865	32,653	368,681
社会保険	介護保険事業	251,125	12,525	0	0	19,412	219,188
	国民健康保険事業	133,784	72,242	0	0	5,007	56,535
	後期高齢者医療事業	242,654	45,855	0	0	16,011	180,788
	小計	627,563	130,622	0	0	40,430	456,511
保健衛生	健康増進事業	2,010	561	0	39	115	1,295
	病院事業	296,722	0	9,400	15,719	22,097	249,506
	疾病予防事業	47,692	151	0	4,086	3,535	39,920
	医療提供体制確保事業	21,432	590	0	8,772	982	11,088
	小計	367,856	1,302	9,400	28,616	26,729	301,809
合計	1,989,654	607,843	32,517	122,481	99,812	1,127,001	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。